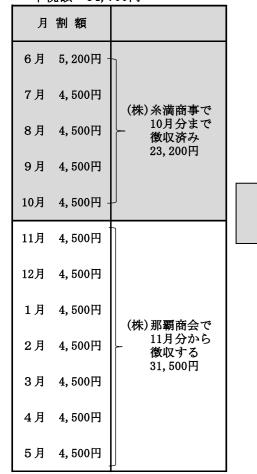
9. 異動届の書き方

≪記入例≫

● 転勤したとき~特別徴収継続

金城三郎さんの市民税・県民税

年税額 54,700円



◎この異動届出書は異動があった翌月の10日までに必ず提出してください。 4月1日の異動については4月15日までに提出してください。

給 与 支 払 報 告 係る 給 与所得者 異動届出 う 待 別 徴 収 ©この終策度8巻は終業があった月の8月108までに必ず(一巻後収した終金においても)後88してアをい、 ©この終策度8巻は、コピーして整理していただいても徐寿です。 第1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度											
令和 7 年 11 月 5 日	新在地 等等 支別器	〒901-0361 糸満市字糸満10-1-1	有別數な過程者 和 定 基 号 宛 名 律 吟	40000100 12							
糸満 #長殿	松 収 哲 氏名又は名称	## 糸 満 商 事	相違所 原 当務 患 名 等先 電 新	上原 花子							
	又は嵌入香号 サプロウ 三 郎 5 月 6 日 7 8 9 0 1 2 (新聞	(イ) (ウ) 異 動 収税 微収済額 未微収税額 年月日	S. 動 の 事	風動後の未欲 dr 根額の欲収分 谚							
\$ 5000000	51-2-3 56-8-4	6 月から 11 月から 7 年 10 月まで 5 月まで 10 月 23.200 円 31.500 円 31		1. 特別徵収雅 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)							
1. 特別徴収額機の場合											
2. 一括微収の操合 型 1. 黒動が令和 年12月31日までで、一括微収の申出が 微収予定月日											
壁		数収 の事出 がない ため は優様4当等の数が未 か 数税数【ウ】以下であるため	** 「 「 「 「 「 」 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、								

給 与 支 払 報 告に係る**給与所得者異動届出書** ○この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず(一括徴収した場合においても)提出して下さい。 年 度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度 ◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。 特別徵収義務者 *∓901-0361* 40000100 所 在 地 **糸満市字糸満10-1-1** 給与支払 特別徴収 義務者 宛名番号 12 令和 7 年 11 月 5 日 イトマンショウジ フリガナ 総務 所属 担連 事 満 商 糸 氏名又は名称 氏 名 上原 花子 収 当絡 市長殿者 *098-840-8128* 個人番号 者先 -個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載 雷 話 内線(*252* 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 又は法人番号 フリガナ キンジョウ サブロウ 金 城 Ŕß 氏 名 異動後の未徴収 (ア) (1) (ウ) 異動の事由 徴収済額 特別徴収税額 未徴収税額 年月日 生年月日 S 34 年 **5** 月 6 税額の徴収方法 $(\mathcal{T}) - (\mathcal{T})$ (年税額) 23456789012 個人番号 受給者番 所 月か 月か 11 6 年 2 1 무 勤 1. 特別徵収継 2. 転 b 6 3. 休職 欠 1月1日 続 10 5 糸満市西崎1-2-3 右から 4. 死 右から 現在の住 月ま 月ま 10 月 番号を 5. 支払少額・不定期 番号を 一括徴収 所 6 . 合 併 · 解 散 3. 普通徵収 0 7 Z 異動後の *54,700* _□ *23,200* _{III} 那覇市東町6-8-4 31,500 31 □ 事由・理由 (本人納付) 1. 特別徴収継続の場合 新しい勤務先へは、月割額 **4.500** 円を 特別徴収義務者 新規 40654300 法人番号 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 指定番号 11 月分(翌月10日納入期限分)から *₹900-0002* 所 総務 担 那覇市曙3-2-16 所 在 地 属 徴収し、納入するよう連絡済みです。 当 氏 者 *玉城 幸子* ナハショウカイ 受給者番 フリガナ 連 名 문 絡 電 那覇商会 納入書の要否 氏名又は名称 098-840-8111 先 番号 2. 不要 (新規の場合のみ記 話 内線(**344** 2. 一括徴収の場合 左記の一括徴収した税額は、 徴収予定額 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があっ 徴収予定月日 (上記(ウ)と同額) たため 月分(翌月10日納入期限分)で ^{もから} 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出 納入します。 月 記入がないため 3. 普通徴収の場合 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下である対記 右から 番号を 3. 死亡による退職であるため

≪記入例≫ 退職したとき~普通徴収へ切替

◎税額がない方についても提出が必要です。

給 与 支 払 報 告 に係る**給与所得者異動届出書**

修士の契禁匿器参は、コピーして批判していただいても給料です。

5 月

市長殿

5 34 ¥

令和 7 年 11 月 5 日

単かないため

- 3、死亡による返職であるため

3. 警通徴収の場合

フリガナ

氏 右

玉甲月

緇

所 在 地

フリガナ

患者又食者称

個人香身

又食涉人香身

6

- 2. 異動が令和 - 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申

1 . 異動が令和 年12月∜1日までで、一括微収の専出がないため

(F)

特別徵収税

901-0361

(7)

徽収済額

糸満市字糸満10-1-1

8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

イトマンショウジ

(b) (ウ) 異 動 未欲収税額 年月日

(7) -(2)

月

年 虔

1. 規年度

缩名番号

祖漢 所 属

当路 氐 名

者先 電 新

の 事 曲

拍入します。

円

2. 新年度 3. 阿年度

40000100

12

龙 芸

上原 花子

異別後の未依

親額の微収力

内操(252

统

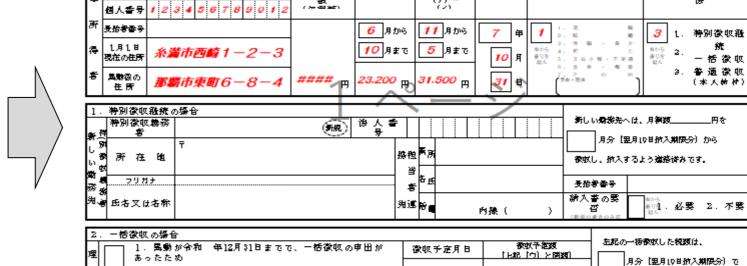
一括微収 **警通微**収

(水人粉化)

金城三郎さんの市民税・県民税

年税額 54,700円

月	割額	
6月	5,200円 -	
7月	4,500円	 (株)糸満商事で
8月	4,500円	10月分まで 徴収済み
9月	4,500円	23, 200円
10月	4,500円 -	
11月	4,500円 -	
12月	4,500円	
1月	4,500円	未徴収税額 31,500円
2月	4,500円	 - 役所から本人
3月	4,500円	へ納税通知書 を送付します
4月	4,500円	
5月	4,500円 -	



2. 令和 早5月31日までに支払われるべき指与文は退職手当等の数が未**欲収収収**(ウ) 以下であるため

給 与 支 払 報 告に係る**給与所得者異動届出書**

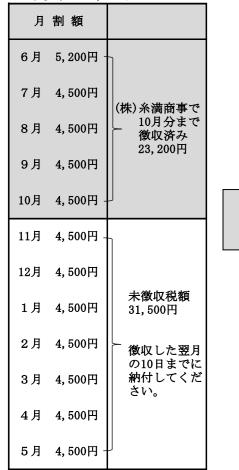
◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず(一括徴収した場合においても)提出して下さい。 年 度 現年度 2. 新年度 3. 両年 ◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。 特別徵収義務者 指 定 番 号 ⊤*901-0361* 40000100 所 在 地 **糸満市字糸満10-1-1** 宛名番号 12 給特 令和 7 年 11 月 5 日 イトマンショウジ フリガナ 所 属 総務 担連 当絡氏名 (株) 糸 満 商 事 上原 花子 氏名又は名称 098-840-8128 個人番号 者先 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 ←個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めて記載 電話 内線(*252* 又は法人番号 フリガナ キンジョウ サブロウ 金城三郎 氏 名 異動後の未徴収 (ア) (1) (ウ) 異 動 年 月 日 異動の事由 特別徵収税額 未徴収税額 徴収済額 生年月日 *S 34* 年 **5** 月 *6* ∄ 税額の徴収方法 (年税額) (ア) - (イ) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 個人番号 受給者番 11 月から 月か 6 1 7 3 1 特別徴収継 1月1日 続 10 5 糸満市西崎1-2-3 現在の住 月ま 月ま 10 月 番号を 記入 番号を 5. 支払少額・不定期 一括徴収 記入 6 . 合 併 · 解 散 3 普通徴収 23,200 _円 *31,500* _円 異動後の | *那覇市東町6−8−4* | *54,700* 円 |31| ⊟ 「事由・理由 (本人納付) 住 所 1. 特別徴収継続の場合 新しい勤務先へは、月割額_____円を 特別徴収義務 新規》法 人 番 号 月分(翌月10日納入期限分)から 担 当 所 在 地 徴収し、納入するよう連絡済みです。 者 フリガナ 受給者番 連 名 絡 電 納入書の要否 番号を1. 必要 2. 不要 記入 氏名又は名称 先 (新規の場合のみ記 内線(2. 一括徴収の場合 左記の一括徴収した税額は、 徴収予定額 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があった 徴収予定月日 (上記(ウ)と同額) 月分(翌月10日納入期限分)で 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出が 納入します。 月 円 3. 普通徴収の場合 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下である 番号を 記入 3. 死亡による退職であるため

≪記入例≫ ■ 退職したとき~一括徴収する

- ◎1月1日から5月31日までの間に退職される方の未徴収税額は、本人の申出がなくても、同年5月31日までに支払われる給与または退職手当等から一括徴収して納付しなければなりません。(地方税法321条の5第2項)
- ◎6月1日から12月31日までの間に退職される方の場合は、納税義務者の申出に

金城三郎さんの市民税・県民税

年税額 54,700円



給 与 支 払 報 告 に係る 給与所得者異動届出書 特 別 徴 収 に係る 給与所得者異動届出書 ®この風勢度出書は風勢があった月の思り10世までに必ず [一接機改した場合においても) 復出して下さい。 ®この風勢度出書は、コピーして使用していただいても結構です。	年 度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
	# 対象数域機器
お給 氏名 金 域 三 部 生年月日 534 年 5月 6日 6日 個人番号 123 456789012 (ア) (イ) (ウ) 未敬収税額 (年税額) (年税額)	異動 の 事 由 親額の徴収方法
1月1日 糸満市西崎 1 - 2 - 3 10 月まで 5 月まで 日本 6 日本 7 日本 	年
1. 特別徴収雑誌の場合	新しい勤務知へは、月製額
理 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため (上版 中) (1. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の維禁の申出がないため	微収予定額 は (ウ) と同額〉 11 月分(翌月10日納入期限分)で が入します。
3. 普通数収の場合 理 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括数収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は返職争当等の額が未欲収税額(ウ)以下であるため おかり。 取込 3. 死亡による退職であるため	※ 一 市 町 沖 記 ス

給 与 支 払 報 告に係る**給与所得者異動届出書** 特 別 徴 収に係る**給与所得者異動届出書**

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず(一括徴収した場合においても)提出して下さい。 年 度 現年度 2. 新年度 3. 両年 ◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。 特別徵収義務者 指 定 番 号 ⊤*901-0361* 40000100 所 在 地 **糸満市字糸満10-1-1** 宛名番号 12 給特。 令和 7 年 11 月 5 日 イトマンショウジ 所 属 総務 担連 当絡氏名 (株) 糸 満 商 事 上原 花子 氏名又は名称 098-840-8128 個人番号 者先 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 ←個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めて記載 電話 内線(*252* 又は法人番号 フリガナ キンジョウ サブロウ 金城三郎 氏 名 異動後の未徴収 (ア) (1) (ウ) 異 動 年 月 日 異動の事由 特別徵収税額 未徴収税額 徴収済額 生年月日 *S 34* 年 **5** 月 *6* ∄ 税額の徴収方法 (年税額) (ア) - (イ) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 個人番号 受給者番 11 月から 月か 6 1 7 2 1 特別徴収継 1月1日 続 10 5 糸満市西崎1-2-3 現在の住 月ま 月ま 10 月 番号を 記入 番号を 5. 支払少額・不定期 一括徴収 記入 6 . 合 併 · 解 散 3 普通徴収 23,200 _円 *31,500* _µ 異動後の *| 那覇市東町6−8−4* | *54,700* 円 |31| ⊟ 「事由・理由 (本人納付) 住 所 1. 特別徴収継続の場合 新しい勤務先へは、月割額_____円を 特別徴収義務 新規》法 人 番 号 月分(翌月10日納入期限分)から 担 当 所 在 地 徴収し、納入するよう連絡済みです。 者 フリガナ 受給者番 連 名 絡 電 納入書の要否 番号を1. 必要 2. 不要 記入 氏名又は名称 先 (新規の場合のみ記 内線(2. 一括徴収の場合 左記の一括徴収した税額は、 徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があった 徴収予定月日 11 月分(翌月10日納入期限分)で 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出が 納入します。 **11** 月 **25** 31,500 円 3. 普通徴収の場合 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下である 番号を 記入 3. 死亡による退職であるため

給 与 支 払 報 告に係る**給与所得者異動届出書**

	1.4	/3 3	100	•														
◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず(一括徴収した場合においても)提出して下さい。◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。										0	年 度	1. Đ	見年度	2. 新年度 3	. 両年月			
					所	在 地	Ŧ						•		指 定	収義務者番 号		
4	令和 年	F F	目目	給特義	71	ガナ										番号		
		~111~		給与支払者 義務者											担連	所属		
	糸	浦	市長殿	五 収 者 L 者 L		は名称									当絡	氏名		
		·· •				、番号 :人番号								載に当たっては、 し右詰めで記載	者先	電話	内線()
	フリガナ 氏 名																m <1 // - 1	did .i
給			<i>F</i>			(ア) 特別徴収		(イ 徴収)			(ウ) 数収税額	異年	動	異重	動 の	事 由	異動後の未	
与	生年月日	+	年	月	日	(年税額		以收入	月帜		以れてが (イ)	十	月日				税額の徴収	方法
	個人番号																	
所	受給者番号	-							月から		月から		年		. 退 . 転		職	收収継続
得	1月1日								月まで		月まで	╎┌	╡		. 休 職 . 死	Ţ	☆	徴収
者	現在の住所							⊨		╬		┨	月	記入 6.	. 合 併	額 ・ 不 定 非解 非	明 ■ 番号を 射 ■ 記入	
	異動後の						円		円		円	ΙГ	日		. そ 由・理由	の fi	3. 普通 (本人	(納付)
	住所						1 3		1,7		1.4	<u> </u>		l			J	
1.			場合				·~. T								如门	、类水井。	は、日本の経	ш
	特別徴』 者					新	規)	法人番	: 号						利し	1		円を
新华 1	寺 !II		Ŧ						担	所] 月分(翌	翌月10日納入期限分)だ	136
し、沿海の	所在	地							当	禹					徴収	し、納入す	 るよう連絡済みです。	
助务	X ラフリ:	ガナ							者					ŀ	亚 公:	者番号		
务 利 七才	学								→ 連 絡							 		
_	氏名又(は名称							先			内線	a (,		の要否 ^{合のみ記載)}	右から 番号を 1. 必要 2 	2. 不要
0	<u>↓</u> ~ /a u/ -	7 O 10 ^								нц		rI的	κ (J		Į.	BL/N	
2. T	一括徴収			年12月31日	すでで	— 括徴巾	か由	出があっ	<u>.</u> Т	अंगर प्राच	マムロロ	1	徴」	収予定額		左記の-	一括徴収した税額は、	
理		ため	γ 1 / H	12/101 H	~ (()	10 12/2/	() , [щν ω).	´ -	1 以以	予定月日	_	(上記	(ウ) と同物	額)		月分(翌月10日納入期	限分)で
由	右から 2	. 異動:	が令和る	年1月1日	以降で、	特別徴収	の継	続の申旨	Н							納入しる	‡- } -	
		ないた					. ,,				月	目			円	W11/10		
3.	普通徴収	又の場合	ì											<u>*</u>				
理	1	. 異動	が令和る	年12月31日	までで、	一括徴収	の申	出がない	ため)				市町				
		. 令和	年5月31	日までに支持	ムわれる	べき給与又	は退職	戦手当等の)額が	未徴収	税額(ウ	以下	であるた	村 記				
	右から 番号を 記入 3	. 死亡	による退耳	敞であるた	め									入趨				